

2025 年度（タンザニア国別）「地熱掘削運営管理」研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2025 年度（タンザニア国別）「地熱掘削運営管理」コース
- (2) 技術研修期間（予定）：
来日研修：2025 年 11 月 28 日（金）～2025 年 12 月 12 日（金）
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：7 名
 - 2) 研修対象国：タンザニア
 - 3) 研修対象組織・対象者：
タンザニア国において、掘削リグを所有する地熱資源開発を担う公的機関に所属し、地熱掘削の計画や監理に携わり、地熱開発分野での実務経験が 1 年以上である者。
- (4) 研修使用言語：英語
- (5) 研修の背景・目的：
タンザニアの地熱ポテンシャルは高く、タンザニア本土の 16 地域で地熱資源が利用可能、また地熱の存在が確認されているのは 50 カ所である。タンザニアの国家電力マスタープランでは熱資源の貢献が強調され、2025 年までに 200MW の地熱発電を行うという意欲的な短期計画を示すとともに、優先的な地熱プロジェクトが計画されている。本研修を通じ、タンザニアの地熱掘削運営管理人材の育成を行い、地熱資源の持続可能な開発につなげる。
- (6) 案件目標：
研修員の所属組織が行う地熱掘削の運営管理に関するアクションプランが策定される。
- (7) 単元目標（アウトプット）（予定）：
地熱掘削技術の概論、掘削操業管理などの地熱掘削の基礎を理解する。
- (8) 研修内容（予定）：
 - 【事前活動】
 - カントリーレポート（自国の地熱掘削の現状と課題）の作成
 - 【本邦研修】

1. 地熱掘削概論（掘削技術概論）
2. 掘削操業管理（工程管理、掘削作業でのトラブル事例、費用のモニタリング、井戸の仕様確認、資機材の監理、サブコントラクターの監理、メンテナンス）
3. 労働安全衛生・環境保全（衛生・安全・環境方針、HSE マネジメントシステム、安全への取り組み、環境への取り組み、事業実施の観点からの環境管理体制、緊急時の対策）
4. ビットやバルブを取り扱う企業・工場等の講義・視察
5. アクションプラン策定

2. 委託業務の内容

（１）契約履行期間（予定）

2025 年 10 月 1 日（水）から 2026 年 3 月 31 日（火）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（２）業務の概要

研修員が研修目標を達成するため、地熱掘削運営管理に係る講義・視察・実習等を行う。

（３）詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義・各種発表会等当日の諸準備を含む）
- 9) テキストやビデオ教材等の選定と準備（撮影・翻訳・編集・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 遠隔研修独特のシステム利活用
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席

- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上